

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 2 月 9 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 19 分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、  
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 7 番 柴田 耕一、  
8 番 幸前 信雄、 9 番 杉浦 辰夫、 11 番 神谷 直子、  
12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、  
15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー （議長）杉浦 敏和、（副議長）浅岡 保夫

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
総務部長、行政 G L、財務 G L、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主査、  
行政 G 主事、  
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、  
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、  
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、上下水道 G L、  
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

### 1 報告及び連絡事項

#### (1) 高浜小学校等整備事業について

① (仮) 契約書の締結について

② その他

#### (2) 公共施設総合管理計画及び長期財政計画について

#### (3) 高取認定こども園化について

### 2 協議事項

### 3 審査事項

### 4 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 高浜小学校等整備事業について

① (仮) 契約書の締結について

委員長 当局より、説明をお願いいたします。

説(総務部) それでは、高浜小学校等整備事業仮契約書の締結について、御説明を申し上げます。

初めに、お手元に正誤表をお配りさせていただきました。修正前、修正後ということで、御理解いただければと思います。1点目が、30ページの第72条でございますが、不可抗力に係る追加費用の負担について、修正前では18年間にわたる維持管理費相当額の100分の1と捉えられる可能性がありますので、あくまで不可抗力が発生した年度の累計額のうち100分の1相当額というふうには修正をするものでございます。

2点目でございますが、これは40ページの別紙4になりますけれども、修正前ではマイナス金利の記載がございませんでしたので、昨今の経済情勢に鑑みまして、マイナス金利に係る基準を定めるものでございます。正誤表の内容につきましては、以上のとおりでございます。

お手元の仮契約書(案)をお願いいたします。この仮契約書(案)は、本事業のために設立されました特別目的会社である、あおみが丘コミュニティ株式会社との間において締結するものであります。

第2条をお願いします。(4)契約代金は47億9,766万8,421円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額は3億5,164万295円とし、ただし、当該額に事業契約約款、以下、約款と申し上げますが、定める金利変更、物価変動による増減額、並びに消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とすることといたしております。なお、取引に係る消費税及び地方消費税相当額が落札金額の8パーセント相当額より若干低くなっているのは、割賦手数料、割賦利息につきましては非課税となるためであります。

(5) 支払い方法は、約款第 56 条に定めるとしてあります。第 2 条の (4) 契約代金のただし書に規定する金利変更、物価変動による増減額及び (5) に規定する支払い方法について御説明を申し上げたいと思いますので、1 枚はねていただき、約款がございませう、約款 (案) の 40 ページをお願いいたします。40 ページの別紙 4 は、サービスの対価の支払方法及びサービスの対価の改定方法等を定めるものであります。

1. サービスの対価の構成につきましては、表 2 をごらんいただきますと、①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と、②維持管理業務のサービス対価で構成され、①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価につきましては、(1) 施設費等の内訳として、ア. 施設費と、イ. 割賦手数料がございませう。ア. 施設費につきましては、一時支払金と割賦原価で構成され、一時支払金とは、施設整備に関する初期投資と認められる費用のうち、国庫補助金、地方債のほか、基金取崩金等の一般財源をもって充てる一時支払金をいい、割賦原価とは、一時支払金以外の施設整備に関する初期投資費用であります。イ. 割賦手数料につきましては、割賦原価に対する割賦手数料、割賦利息であります。

②維持管理業務のサービスの対価につきましては、(2) 維持管理費と (3) その他の費用の内訳といたしまして、ウ. 維持管理費については、建築物・設備等の保守管理費、環境衛生・清掃費、警備保安費、修繕費等でありまして、(3) その他の費用とは、事業者であります特別目的会社の運営費、保険料、監査費用、法人税等となっております。

48 ページをお願いいたします。3. 支払方法でありますが、①は、一期工事については平成 31 年 3 月に一時支払金の支払を行い、以後、平成 31 年 5 月から平成 46 年 2 月まで、年 4 回の割賦方式により支払うことなどを定めております。第二期工事、第三期工事につきましても同様の定め方をしております。なお、実際に支払う段階で、市の一時支払金に変更があった場合、融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料など、事業者に発生するコストは、市の負担とすることといたしております。

④は、維持管理業務のサービスの対価の支払方法で、原則として、年 4 回の

割賦方式により支払うこととしています。

40 ページにお戻りをいただきたいと思えます。金利変更、物価変動による増減額について申し上げます。金利変更による増減額につきましては、資料には記載はございませんけれども、施設整備に関する初期投資費用につきましては、施設整備後、長期分割で支払われるため、割賦手数料、割賦金利の支払いが発生をいたします。そこで表の下の、①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の二つ目の段落、割賦手数料の算出にあたっては以下を、お願いいたします。割賦手数料、割賦金利につきましては、平成 28 年 10 月の提案時と資金調達金利決定時の、基準金利格差との調整を行うための規定でございます。資料に記載はございませんが、その理由といたしましては、事業契約の締結時の基準金利より資金調達決定時の基準金利が上昇していれば、その差について事業者が金利変動リスクを被ることになりますので、事業契約締結時には、一応、提案時における基準金利にスプレッド金利を加えた率で特定しておき、その後、一定の時点で基準金利の変更に伴う割賦手数料、割賦金利の改定規定を置くものであります。このことを資料では、基準金利では第一期工事分、第二期工事分、第三期工事分について、それぞれ引渡予定日の 2 営業日前の基準金利とすると規定をいたしております。

49 ページをお願いします。49 ページの別紙 5、物価変動による増減額について申し上げます。1. 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定では、中ポツの一つ目、建設・工事監理業務のサービスの対価は、物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法は、提案書提出時の平成 28 年 10 月の建築物価指数—学校建設物価指数月報を用い、一期、二期、三期工事の各業務着工時期の同指数と比較して 1.5 パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分について、サービスの対価を改定するものであります。

2. 維持管理業務のサービスの対価の改定では、中ポツの 2 点目は、毎年 8 月の企業向けサービス価格指数：物価指標年報を用い、前回改定年度の前年の指数の平均値と比較して 3 パーセント以上の差が生じた場合、または前回改定年度から累積で 3 パーセント以上の差が生じた場合は、次年度分のサービスの対価の改定を行うものであります。

次に、約款（案）の概要について申し上げますので、仮契約書の約款の表紙でございますが、1枚はねていただきまして、約款の2ページをお願いいたします。第5条、本事業の概要・事業範囲では、本事業は、高浜小学校、児童センター、地域交流施設の3施設、以下、本施設といいますを対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成するといたしております。

4ページをお願いします。第10条、本施設の設計では、事業者は、自己の費用及び責任で本施設を設計しなければならないこととし、第12条、設計に伴う各種調査では、第1項は、事業者は、必要に応じて測量、地盤調査その他の関係する調査を実施しなければならないこととしています。

5ページをお願いします。質の確保に関しまして、以下モニタリングを中心に御説明申し上げたいと思いますが、第14条、設計に対するモニタリングでは、第1項は、事業者は、設計の進捗状況に関して月に1回、市に対して報告を行うほか、市は、随時、設計図書の閲覧等の確認及び業務実施状況の報告を求めることができることとしています。

第15条、設計の変更では、第1項は、市は、必要があると認める場合は、事業者に対して設計変更を求めることができることとし、第2項は、事業者は、その内容を検討しなければならないこととしています。第5項は、設計変更の費用及び変更による追加的費用は、設計変更が市の責めに帰すべき場合は市の負担とし、事業者の責めに帰すべき場合は事業者の負担とし、不可抗力または法令変更に基づく場合は市の負担としています。第6項は、設計変更により設計及び建設・工事監理業務に係る費用が減少する場合は、協議により合理的な範囲内で、当該費用の減少分をサービスの対価から減額することといたしております。

7ページから8ページにかけて、お願いいたします。第20条、工事監理者では、8ページの第7項は、市は、随時、施設の建設・工事監理業務についての報告を求めることができることとし、事業者は、工事監理者から市に対する施工の事前説明及び事後説明並びに現場での施工状況の確認等、報告を行わせることとしています。

第 22 条、施工計画書では、第 1 項は、事業者は、詳細工程表を含む施工計画書を建設工事等の着手前に提出しなければならないこととしています。

9 ページをお願いいたします。第 25 条、建設・工事監理業務に対するモニタリングでは、第 1 項は、市は、事業者が契約関係書類に従い、建設・工事監理業務を実施していることを確認するため説明を求め、現場において、その進捗状況を立会いの上、確認することができることとしています。

14 ページをお願いいたします。第 40 条、瑕疵担保責任では、第 1 項は、市は、施設に瑕疵があるときは、事業者の過失の有無にかかわらず、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求し、または修補に代えて損害の賠償等を請求することができることとし、第 2 項は、当該瑕疵の修補または損害賠償の請求は、引渡しから 2 年以内とし、ただし、事業者の故意または重大な過失によって生じたときは、10 年とすることとしています。

15 ページをお願いいたします。第 43 条、維持管理業務計画書では、事業者は、本施設の維持管理業務について業務実施体制、業務実施工程等、必要な事項を記載した維持管理業務計画書を毎年 2 月末日までに提出し、市の承諾を得なければならないこととしています。

17 ページをお願いいたします。第 50 条、維持管理業務に対するモニタリングでは、市は、施設の維持管理業務が要求サービス水準に適合しているかを確認するために、18 ページをお願いいたします。第 1 号の定期モニタリング及び第 2 号の随時モニタリングを行うこととし、第 4 項は、モニタリングの結果、要求サービス水準に適合していないと認められる場合は、ペナルティとしてサービスの対価の減額等を行うことができることとしています。

22 ページをお願いいたします。第 60 条、事業者の経営状況に係る報告では、事業者は、毎年、決算報告書及び監査報告書等を作成し、公認会計士等、第三者の会計監査を受けた上で、市に監査報告を行わなければならないこととし、第 61 条、事業者の経営状況に係る市によるモニタリングでは、市は、事業者に対し財務状況の改善を勧告することができることとしています。

23 ページをお願いします。第 63 条、期間満了時の取扱いでは、事業者は契約終了に当たり、市が継続的に維持管理業務を行うことができるように、申し

送り事項その他の関係資料を市に提供するなど、業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならないこととしています。

第 64 条、市による本契約の終了では、事業者がサービスの提供義務に違反した場合など、事業者の責めに帰すべき事由による市の契約解除権を規定しています。

少し飛びまして、30 ページをお願いいたします。第 71 条、不可抗力による通知の付与及び第 72 条、不可抗力に係る協議及び追加費用の負担は、不可抗力により建設、工事監理業務、維持管理業務を実施できなくなった場合または過分の費用を要すると認められる場合は、対応策等について市と事業者の協議によることを基本とし、それでも協議が整わないときは、市は、第 72 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる対応策等の費用負担を決定して、事業者に通知することとしています。

少し飛びまして、42 ページから 47 ページをお願いいたします。これらは、40 ページで申し上げました表 2 のサービスの対価について、年度毎の支払スケジュールを記載したものでございます。なお、現時点、仮契約締結前でございますので、金額が未記入となっておりますが、近日中には仮契約を締結し、正式に金額を記載したもので仮契約を締結してまいります。

説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（2） 契約先が、事業者としてあおみが丘コミュニティ株式会社になるわけですけれども、この会社の資本金は、今決まっていますか、決まっていますか。

答（総務部） 1,000 万円であったと記憶をしておりますが、違っているようであれば訂正させていただきます。

意（2） 結構です。気にしているのは、この事業者が今度の下請法という法律の制限をされないかということです。そうすると、設備引き渡し後の検査だとか、それから支払いのときに、下請法という枠で縛られる可能性が出てきますので、その辺は十分に配慮した上で、対応していただきたいと思います。

委員長 ほかに。



問（13） 今回、この事業者との契約締結前の段階で、このあおみが丘コミュニティ株式会社が提案してきたものに対して、評価委員会で評価をされておるわけですね。そのときに当然金額も出ていて、なおかつ、こういうところに留意してほしいということが6項目ぐらい確かあったと思うんですけども、そのところは入札ですから、金額がそのままの中で、どのようにそれが反映されていくのかということが少し見えないもんですから、せっかく評価されたんで、いい評価の部分はいいいんですけれども、ここをもう少しこうしたら、こうしてほしいということが確か書かれているものが、要はホームページにも公表されているわけですね。そのところに対して、どのようなお考えか、お聞かせいただきたいんですが。

答（行政） ただいまの指摘につきましては、選定委員会のほうから審査公表の中に盛り込まれました、要は今回、評価につきましては、加点評価でやってございます。その上で選定委員会のほうから、こういったところは少し改善の余地があるじゃないかというようなことは、当然、これは事業者向けにも発信しているという、この審査公表でございます。そうしたところを事業者との協議をする中で、そういったところも盛り込んでいただくような形で協議は進めてございます。当然、それは契約金額の範囲内ということで、協議は進めております。

答（総務部） ただいま13番委員から、金額が出た上で評価をしたのではないかという御主旨の御質問でなかったかということで理解いたしますと、委員会については、金額のことは御存知なくその評価をいたしております。その評価をしたあとで開札をして、加点評価と金額を合わせた総合評価という形で委員会の結果をいただいておりますので、追加させていただきます。

問（13） 今、総務部長の説明があったところが一番大事なところかなということをおもっておりますので、これは契約書というか約款ですので、今のようなところまでは載せる必要はないと思っておりますけれども、当然、行政側との調整をやっていく上で、せっかく評価委員会を設けて、評価をした部分があるわけですので、そういったものをしっかりと反映をさせていただくことが大事かなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、もう1点ですけれども、22ページの事業者の経営状況に係る報告という部分がありますが、この事業者の経営状況というのは、このあおみが丘コミュニティの経営状況という意味であって、その中に所属をされる、要は出資をされる各会社の経営状況の評価みたいなものは含まれているのか、いないのか、これを教えていただきたいと思います。

答（総務部） 事業者につきましては、あおみが丘コミュニティ株式会社でございますので、その経営状況についての報告ということでございます。構成企業の経営状況についてまで含むものではございません。

問（13） それはわかりましたけれども、これは一般的なんですかね。PFIの手法の中で、こういう特別目的会社をつくった場合は、一般的にその手法でよいのか、例えば、その一番主となる企業のものも調べることもあるのか、とかいうような例がもし御存知であれば、お教えいただきたいんですけれども。

答（総務部） 特別目的会社と構成企業との間は、民々の契約関係になります。でありますので、一般的に市の契約先は特別目的会社でございますので、契約先を飛び越して構成企業の経営状況までについての個別事情をみますと、監督までは行うことができないと理解いたしますので、PFIでは、特別目的会社の財務状況の報告であるというふうで理解をいたしております。

委員長 ほかに。

問（8） 1点、確認させてください。これ、万一ですよ、高浜市からの支払いが滞った場合、これ、学校の運営には影響の出ないような形にはなるんですよ。

答（総務部） 特別目的会社の運営といいますのは、市からのサービスの対価の支払いによって運営をされていますので、特別目的会社を維持する上で、市からのサービスの対価というのは、必要不可欠なものでございます。市といたしましては、学校運営に支障のないよう毎年度、あるいは長期財政計画の中で財政的な裏付けを担保していくということになると思います。

先ほど2番委員から、特別目的会社の資本金の御質問をいただきました。2,000万円でございますので、訂正をさせていただきます。

問（8） 継続しますけれども、保証するより運営するのはわかるんですけれ

ども、例えば大規模災害等、そういうことが起こった場合、想定しないことが起こった場合、これはどういう取り決めになっているかということをお伺いしたいんですけれども。

答（総務部） リスクの分担につきましては、契約書の 30 ページになりますけれども、不可抗力による対応のことがございます。この中で、保険の付保等を義務付けておりますが、100 分の 1 までは特別目的会社、100 分の 1 を超える部分について保険で担保されない場合は、市が補償することといたしております。これは P F I に限ったことではなくて、一般的な公共事業におきましても不可抗力による災害対応については、同様の定めにしております。万が一の不可抗力ということでありますれば、国からの支援でありますとか、災害復興でありますとか、そういった予算というものも使いながら対応していくことになるものと考えております。

問（8） 確認したいのは、そういうことで多分、国からの支援とかは出ると思うんですけれども、タイムラグが出ると思うんですよ。すぐにサッとこう動けるならいいんですけれども、その場合に、市と運営会社との関係の中で、学校という性格を考えると、避難所等にもなる予定でいますんで、そういう形で何らかのことをやっていただけるようなことは、考えておいてよろしいんですよね。

答（総務部） 学校の継続支援に支障のないよう、市としても最大の対応を講じてまいります。

答（副市長） 今、提案内容のほうをちょっと詳しく見ておりますと、リスク管理の中で損保ジャパンの日本興亜損保、これが P F I 事業のパイオニアだということが書かれておりまして、東南海トラフ地震、水害等の天災リスクが高い地域であることを踏まえて、賠償する保険金額の増額、1 事故 5 億円等、きめ細かな補償が受けられる各種特約条項も追加をしたいというふうに書かれておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、①（仮）契約書の締結について、質疑を終了します。

②その他

委員長 当局より、何かあればお願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

（2）公共施設総合管理計画及び長期財政計画について

委員長 当局より、説明をお願いいたします。

説（行政） それでは、公共施設総合管理計画及び長期財政計画について御説明申し上げます。私からは、公共施設総合管理計画推進プランについて御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

公共施設総合管理計画につきましては、総合計画の策定期間に合わせて、4年ごとに見直しをするとし、推進プランにつきましては、当初予算編成時に見直しを実施するとしてございます。来年度、総合計画の後期基本計画の取りまとめが行われますが、そうしたところでの全体の見直しを予定してございますので、今回の見直しにつきましては、平成29年度当初予算編成時に合わせて、平成28年度の実績額、また、平成29年度の当初予算を踏まえた見直しを行ってございます。なお、この後、財務グループリーダーのほうから長期財政計画の説明がございしますが、この長期財政計画と連動した内容となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは資料2-1、公共施設推進プラン案をお願いいたします。見直しをさせていただきました箇所について御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、1枚はねていただきまして、①高浜小学校区をお願いいたします。見直しました箇所といたしましては、高浜小学校等整備事業につきまして、事業者から提案のありました整備時期及び整備費用を基に見直しを行ってございます。また、本事業から除外いたしました高浜幼稚園につきましては、単独での事業実施となりましたが、平成33年度、34年度に、

こども園化といったところで記載をさせていただいております。それから中央公民館ホールの解体時期につきましては、当初、平成 28 年度となっておりますが、こちらのほうは平成 29 年度のほうで、スケジュールを変えてございます。

それでは 1 枚はねていただきまして、②高取小学校区をお願いいたします。高取小学校につきましては、31 年度の大規模改修に向けての設計を、29 年度に基本設計、30 年度に実施設計を行うということで、追記をさせていただいております。高取小学校区は以上でございます。

③港小学校区から⑤翼小学校区までは、見直しをしたところはありません。

続きまして、⑥中学校をお願いいたします。高浜中学校は、外壁屋上の改修を平成 29 年度、30 年度に予定していることの追記と、それに係る費用につきましては、平成 35 年度、36 年度に予定している大規模改修費から減額してございます。中学校は以上となります。

続きまして、⑦スポーツ施設をお願いいたします。勤労青少年ホームは、平成 29 年度に事業募集を行い、平成 30 年度に民間事業者が施設整備を行うとしてございまして、平成 29 年度に施設の解体を行うということで、見直しをしてございます。また、武道館につきましては、学校開放を活用するという、また、体育センター解体に伴いまして、たかはまスポーツクラブの事務所として活用するという選択肢を含めまして、平成 34 年度までに武道館のあり方を検討するとしてございます。流作グラウンドにつきましては、整備時期を平成 29 年度から平成 30 年度に整備時期を見直すとともに、事業費につきましても 4,000 万円から 6,100 万円に変更してございます。

続きまして、⑧市営住宅から、⑨消防団詰所につきましては、修正、見直しはございません。

最後に、⑩庁舎等をお願いいたします。いきいき広場の空調改修につきましては、実績額を表記してございます。三高駅西駐車場につきましては、平成 37 年度に名鉄との契約期間が満了するということから、次の契約期間に向けた協議を行うということをごちらに追加しております。中央公民館につきましては、解体費の実績額をごちらのほうに記載してございます。

最後に全体を通してでございますが、スケジュールの欄外に※印で補記をさ

せていただいております。内容といたしましては、解体費にはアスベストの除去費用は含まれていないということを追記させていただいております。

公共施設推進プランにつきましては、以上でございます。

続きまして資料2-2、インフラ施設推進プラン案をお願いいたします。表紙をはねていただき、No.1、道路・橋りょうをお願いいたします。第1次保全アクションプランについてでございますが、道路につきましては、修正はございませんが、橋りょうにつきましては、平成29年度に平松橋の修繕を行うとしてございましたが、平成29年度に実施はしないということで、見直しを行っております。

それから最後のページ、No.5、下水道をお願いいたします。2. 第1次保全アクションプラン、(新規事業分) についてでございますが、事業計画に変更はございませんが、事業費につきまして、当初見込み額を計上してございます。

以上で、公共施設・インフラ施設推進プランの、見直し案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

説(財務) それでは、高浜市長期財政計画の改訂につきまして、御説明をさせていただきます。資料3-1をごらんください。

まず、改めて、長期財政計画策定の目的でございますが、高浜市公共施設総合管理計画と連動させることにより、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的としております。

次に、改訂の考え方でございます。原則4年に一度、高浜市総合計画基本計画の改訂に合わせまして、抜本的な見直しを図ってまいります。なお、長期財政見通しは、持続可能な財政運営を確認するため、当初予算(案)審議の前提となるものでございますので、国の制度改正や直近の予算・決算額の反映、公共施設総合管理計画の見直しに合わせた修正を行い、毎年度、当初予算(案)上程の前にお示しをするものでございます。なお、公表につきましては、当初予算(案)を御議決いただいたあとの3月を予定しております。

今回の改訂のポイントですが、3つございます。1つ目は、今年度、普通交付税の算定におきまして本市が普通交付税不交付団体となったことに伴う影響。2つ目は、長期財政計画に掲げる事業見直しや当初予算編成におきまして、事

業見直し等が行われましたので、それに対する影響。3つ目は、消費税10パーセントへの引き上げ時期が、本年4月から平成31年10月に延期されたことによる影響でございます。

次に結果を申し上げます。結論から申し上げますと、平成63年度の基金残高は、前回から7.5億円改善し、16.5億円となり、平成63年度まで基金は枯渇せず、持続可能な財政状況でございます。なお、平成63年度は、基金残高が最も少なくなる年度となっております。

ここで一つ重要なことは、この基金残高というのは、公共施設総合管理計画の内容を全て反映した結果であるということ。つまり、機能の複合化による総量圧縮、大規模改修による長寿命化等の削減効果など、将来を見据えた公共施設改革を全て見込んだ上に成り立っている基金残高であることを、御理解願いたいと思います。

次に、右側、主な改訂内容でございます。1つ目、普通交付税不交付団体となったことに伴う影響では、不交付団体となった主な要因は、基準財政収入額、主に市税収入が増加したことによるものであることから、市税収入の増加と地方交付税の減少及び臨時財政対策債の不発行を見込むものでございます。

中身でございますが、市税収入では、個人市民税、固定資産税等の増加により、計画期間トータルで70億円のプラス、年間1.9億円ほどの増を見込んでおります。なお、法人市民税につきましては、約7.5億円の減額を見込んでおります。

次に、地方交付税では、普通交付税の不交付と特別交付税の大幅な減少を見込み、58.9億円のマイナス。臨時財政対策債では、見込んでいた発行額の皆減と、それに伴う返済額の減少等を差し引きし、7.2億円のマイナス。結果として、全体で3.9億円のプラスとなり、年額にして1,000万円のプラスとなり、地方交付税が減少する影響を市税収入でカバーし、若干プラスになると見込んでおります。

2つ目、「事業見直し等に伴う影響」では、長期財政計画に掲げる見直し事業の見直し時期の前倒しや当初予算編成におきまして、事業の見直しが行われましたので、このようなことを反映し、結果7.8億円のプラス、年額にいたし

ますと 2,000 万円ほどの歳出削減を見込んでおります。

次に「消費税率の引き上げ延期に伴う影響」では、地方消費税交付金の減少と物件費など事業費に係る消費税の減少で、差し引き 2.6 億円のマイナスを見込んでおります。以上が、改定内容の概要でございます。

次に、資料 3-2 をごらんください。長期財政計画改訂版（案）の中身でございます。ポイントを申し上げます。

4 ページをごらんください。長期財政見通しの推計方法では、不交付団体となりましたので、市税と地方交付税の推計方法を変更し、市税の項目では、従前は平成 27 年度決算見込額を基に推計していたものを、今回は平成 27 年度決算額を基に推計をしております。地方交付税の項目では、従前は、過去の交付見込額と同額を見込んでいたものを、今回から普通交付税は不交付、特別交付税は減額して見込むこととしております。

次に、6 ページと 8 ページにつきましては、推計結果が変わったことにより、推計数値を置き換えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、12 ページをお願いいたします。基金年度末残高の推移。全体の傾向を申し上げますと、この表にはございませんが、平成 53 年度に基金残高がピークとなり、約 48 億円。その後、学校の建て替え等で大幅に減少し、平成 63 年度に最も少なくなり、平成 53 年度からの 10 年間で、約 31 億円の基金を取り崩し、投資的経費に充てていくこととなります。

13 ページをお願いいたします。市債残高の推移でございます。こちらもこの表にはございませんが、平成 45 年度に約 65 億円と最も少なくなり、その後、学校の建て替え等で、平成 56 年度に 108 億円とピークになります。参考に申し上げますと、本市の市債残高のピークは、平成 11 年度に約 160 億円ございました。

次に、15 ページをお願いいたします。投資的経費比率の推移では、比率が 10 パーセントを超えるのは、大規模改修等の第 1 波が到来する平成 30 年度から平成 39 年度あたり、学校の建て替え等による第 2 波が到来する平成 47 年度から平成 60 年度あたりとなります。

17 ページをお願いいたします。事業費の見直しでは、見直し時期の前倒しや



見直し目標額の拡大により、計画期間トータルで前回の計画よりさらに上積みし、1億6,000万円ほど追加の削減を見込んでおります。その内容でございますが、①市民予算枠事業交付金では、従前は、平成32年度までに徐々に4,200万円まで削減するという目標でございましたが、平成29年度当初予算の編成におきまして、目標額を上回る4,140万円まで減らしたことです。さらに、平成32年度までに140万円減額し、計画期間トータルで約7,400万円、追加の削減を見込んでおります。

③市障害者扶助料支給費では、支給見込みが前回の目標額より、さらに200万円ほど減少するという見込みであることから、計画期間トータルで7,100万円、追加の削減を見込んでおります。

⑤かわら美術館指定管理料では、従前は、平成29年度から平成32年度まで一律1億600万円を計上しておりましたが、平成29年度当初予算の編成において、さらに300万円の減額が見込めたことから、一律1億300万円を計上し、4年間で1,200万円、追加の削減を見込んでおります。

御参考に、長期的な事業の見直しの効果という点で、補足させていただきますと、例えば経常経費を300万円削減すると、計画期間中の35年間で約1億円の歳出削減につながるようになります。こうした長期的な視点も持ちながら、引き続き事業の見直しを図ってまいりたいと考えております。

最後に、長期財政計画全般にわたる大きな流れについて御説明させていただきますと思います。ページをお戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。グラフの単位が大きいものですから見にくい部分もございますが、計画期間中、ハコモノ施設の建て替え、改修費用が集中する時期として、大きな波が2度到来します。

第1波は、大規模改修が集中する平成30年度から40年度まで。第2波は、学校の建て替えが集中する平成50年度から60年度まででございます。ここでのポイントは2つございます。一つは平成40年度までの第1波。この第1波を、いかに体力を残したまま乗り切るかということ。2つ目は、平成50年度からの第2波の到来までに、いかに市債を減らし、基金を積み立て、備えるかということでもあります。

最後に、いずれにいたしましても、長期的に厳しい財政状況であることに変わりはありませんので、これからも財政の健全化に配慮しつつ、中長期的な視点に立って、計画的な財政運営を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問（6） それでは、長期財政見通しでちょっと質問させていただきます。この中に先ほど説明をしていただいた高浜小学校の整備事業、これの落札金額が税抜きで44億4,602万8,126円という結果で、税込みですと50数億円という数字を言ってみえたんですけれども、この数字には変えていただいているわけでしょうか。

答（財務） 今回は、新しい入札金額のほうに切り替えてございます。

問（6） ちょっと前の質問に戻ってしまって申し訳ないんですけれども、高浜小学校の整備事業では、今回1社しか応募がなかったわけですが、当局においては、どのようにこのことを考えてみえるのか、この総合管理計画はちょっと質問が違うかもしれませんが、前のときでちょっと質問のタイミングを逃しましたので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

答（行政） 今回の事業の入札に関しましては、総合評価一般競争入札で実施してございます。今回、予定価格も事前公表させていただいてございます。そうした中で、結果として1社の応募というところでは捉えてございます。

問（6） 今、1社しか応募がない中で、予定価格も公表していると、そういったお話だったんですけれども、44億4,602万8,126円という落札結果について、市のほうはどのように分析をしているか、ちょっとお教えてください。

答（行政） この落札金額につきましては、今回この構成企業さんの面々を見ていただきますと、要はその地元企業さんでかなり固めていただいております。そうした中で地域貢献ではないですけれども、そういったところを意識する中で、できるだけ頑張りたいという、その応募してきたのは、思いじゃないですけれども、そういった企業努力の結果というふうに捉えております。

答（副市長） 実は、業者の選定の際に、業者のほうにヒアリングをやっております。そのときに、私が一つ御質問をしたのは、提案をするときに自ら1

社だけであったというふうに思っていたのかどうかを、確認をさせていただきました。当然、複数出てくるものとして今回の提案に至ったということでありますので、十分、競争の原理は働いているんだろうというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（５） １年前にこの財政計画が出ていれば、市政の状況も変わっていたのかなと、すごく残念に思うんですけれども。今、申し上げてもしょうがないので、新しい質問をさせていただきますけれども、17 ページのかわら美術館指定管理料で、平成 30 年度から目標額がゼロになっております。一方で公共施設推進プラン、こちら⑩番のところのかわら美術館のところを見ると、平成 30 年度のところでも指定管理料が入っております。このあたりの整合性を確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

答（文化スポーツ） かわら美術館の指定管理料でございますけれども、今年度から第 2 期の指定管理に入ったということで、27 年度のとくと比べて約 3 分の 2 に減額をさせていただいて、運営方法も大きく見直した形で、現在、運営をしております。まだ、2 期目に入って 1 年経っていないという中で、光熱水費の節減と、節減で見込める最大のところを、反映をさせていただいたということでございます。ですので、これ以降がゼロとなっておりますけれども、これを引き続きということではなくて、また 1 年終わったところで、さらに見込める部分も出てこようと思っておりますので、引き続き精査をしてまいりたいと考えております。

問（５） 事業費等に伴う影響ということで、この資料の 3-1 の中で、影響額が 7.8 億円出ているんですけれども、この 7.8 億円の具体的な、何をいくら減らしたのかというのがわかれば、今、教えてもらいたいです。

答（財務） この、今 3 つ掲げておりますけれども、この中身を 1 つずついきますと、1 番上は、先ほど長期財政計画に載っている事業の見直しにより 1.6 億円の減、2 つ目のところ、施設管理委託料等、平成 29 年度当初予算における見直しということで、ここで 4.1 億円。補助金・交付金の見直しということで 2.1 億円の減という内容でございます。

問（５） そうしたら、平成 29 年度の当初予算から実際にその減額が始まって  
いって、しっかりとその計画が、整合性がとれているという理解でいいのか。

答（財務） 今回、当初予算編成におきましては、経常経費が 1 億 5,000 万円  
ぐらい減ったわけですが、この中で補助金というのは、もう基本的には  
上げる予定はございません。そういう長期的には確実性が見込まれるのをここ  
へ上げて減額を見込んでいるという状況ではございますので、当初予算との整  
合性はとれているということでございます。

委員長 ほかに。

問（12） 中学校の問題ですけれども、平成 29 年に外壁なんかの修繕をする  
ということを言われましたが、何か 30 年にもと言われたんで、ちょっとそのと  
ころがはっきりしないのと、それから修繕は、前回の答弁で 29 年中にはやる  
ということを言われていますので、30 年にかかるというのは、おかしいと思  
うんです。

それから 35 年、36 年に大規模改修ってということなんですが、中学校、35 年  
まで大規模改修、延ばしていいのかどうか、ちょっとその点をお願いします。

答（学校経営） 小学校と申されましたが、おそらく⑥番の中学校の公共施設  
整備スケジュールをごらんになって言われているのかなと思うんですが、まず、  
外壁に関しましてです。私どもは、高浜中学校の外壁、あるいは屋上から、か  
なり雨漏りがするというお話を聞いておりました、今年度一番ひどい箇所につ  
きまして、やらせていただいております。これをもちまして、今、高浜中学校  
の校内のひどい雨漏り箇所は、なくなっているというふうに把握しております。

あと、その一番ひどかった部分以外の校舎外壁につきまして、当初 29 年度  
で全てやる計画でありましたが、やはりコスト的に非常にかかるということ。  
あるいは、学校のほうも 1 年中シートで囲われた状況というのは、あまり好ま  
しくないというようなこともありまして、2 カ年に分けて、ひどいところから  
順番に直していく。具体的には 3 月議会で上程させていただく予定ですが、29  
年度は南舎及び渡り廊下の部分をやらせていただきたいと、30 年度は、北校舎  
につきましてやらせていただきたいというふうに考えております。

それから、大規模改修の話もありましたが、当初、大規模改修を平成 35 年、

36年というスケジュールで計画されておりますが、やはり、ここまで待ってはいけません。今、申し上げた特に外壁、屋上塗装の面につきましては、前倒しをしてでもやらせていただきたいという考えがありまして、議会のほうにも説明させていただきまして御同意いただき、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

意(12) わかりました。

委員長 ほかに。

問(1) 長期財政計画の19ページなんですが、以前するときにも御説明があったのちょっとわからないんですけれども、1款の法人市民税が、最近だと900とか1,000で移行しているんですけれども、平成33年度から380と、何か極端に、想定ですけれどもずっと、今現在の半分ぐらいに下がってしまった想定になっているんですけれども、これというのはどういったことなのか教えてください。

答(財務) 法人市民税につきましては、消費税が10パーセントに上がった段階で、その一部が国税のほうに持っていかれて、それが、地方交付税としてお金がないところへ配分をされるということの手続きがございます。その代わりとして、この9番の下のところに法人事業税交付金という、その召し上げられるんですけれども、我々もここで1億2,300万円ほどは返ってくるというような仕組みに変わりますので、そういう状況を反映しているということでございます。

委員長 ほかに。

問(12) 高取幼稚園の件ですが、34年、35年度にこども園化という話ですが、これは、こども園化の、民間に移すということだと思っておりますが、こども園化の受ける予定のところが決まっているということでしょうか。

委員長 今の質疑に対しては、次の次第に議題で出てきますので、そのときにお願いたします。ほかに。

問(11) 確認させていただきたいんですけれども、小学校、中学校の大規模改修時には、その子供たちの教室とかの冷暖房とかはどうなるんですか。

答(学校経営) 大規模改修の時期にエアコンの設置というお話でございます

が、まず今回、新しくできる高浜小学校には全教室、普通教室を中心に冷暖房を完備していきたいと考えております。なおかつ、やはり学校側の考えといたしましては、なるべく子供たちの強い体をつくりたい、できれば扇風機でしのげるような環境をとということなんですが、やはり、今後の気象状況の変化等をみながら、大規模改修に合わせて、必要であればそのような空調の設備につきましても財政のほうと相談しながら、考えていきたいというふうに思っております。今のところでは、この大規模改修に合わせて設置するということまでは考えておりません。以上です。

委員長 ほかに。

問(12) 今、大規模改修の時点については、冷暖房はしないという、考えていないというお話でしたが、どの時点から考えていく、高浜小学校は冷暖房を入れるということも聞いていますが、そのあたりはどのように考えてみえるんですか。

答(学校経営) 高浜小学校につきましては、いろいろと議論があったんですが、やはり高浜小学校だけ唯一、線路の沿線にあるということで、以前から夏場につきましては、教室の窓を開けっ放しで授業をやると、なかなか電車の音が気になるという御意見もいただいております。そういったことから今回、空調のほうをとということで考えております。

また、ほかの小中学校につきましても、先ほど申しましたように今後の気象状況、あるいは学校におけます児童、生徒の体調の状況などを見ながら、今後、検討していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問(13) 長期財政計画の改訂版の17ページの、事業費の見直しの件なんですけれども、先ほど説明の中で、基本的にこの長期財政計画っていうのは、公共施設等の総合管理計画もしっかり実施をしていった結果としてこうなりますよというお話を伺いましたけれども、この事業費の見直しっていうのは、全く別の部分でのことだというふうには理解をしておりますが、今回、予算前に出てきて、方向をお示しをいただいたことはありがたいんですけれども、実際これ、事業を見直したということで、はっきり言ってこれ、カットしますよという話

が全然、見えないんですよね。結局、事業のサービスとしてしっかり担保できるのかとか、あるいは、こことこれを組み合わせてこうなっているよというのは、全くこれだけではわからないじゃないですか。当然、当初予算の中には、それは出てくるというふうに思っておるんですけども、その理解でよろしいでしょうか。

答（財務） これ、お金を削減する話はこの中に含まれていますけれども、例えば今回、市民予算枠の交付金の削減に至りましては、繰越金の活用だとか、事業を効率化するだとか、その事業が縮小しないといえますか、それによって事業が下がるのではなくて、下がらないという担保をある程度保ちつつ、ここで削減としていますので、そういう御理解をいただきたいと思います。

意（13） これは、議決事項でもなんでもないものですから、我々がしっかりと計画が進んでおるのか、それから、しっかりとそういう見直しがされておるのかということを経期的に、予算前に毎年見せていただけるというような部分のところで、非常にありがたいんですよね。ただ、その予算の時には、しっかりとこの見直しのことに関しては、我々にわかるような説明をしていただかないと、それこそ整合性が取れなくなってくるということになると思いますので、そこだけはよろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（11） スポーツ施設の整備スケジュールですが、先ほど流作グラウンドが2,000万円ほど上がったというお話がありました。その理由を教えてくださいのと、高浜緑地の件は、どうなっていますでしょうか。

答（文化スポーツ） 流作グラウンドの事業費ということでございますけれども、この大規模改修というのは、照明の設備更新ということで、水銀灯が生産中止になるということを受けた照明のLED化で、具体的に見積もりを取ったところでの金額を今回、載せさせていただいております。

高浜緑地につきましては、現在、工事のほうを進めておりまして、来年度の供用開始を目指しております。

委員長 ほかに。

問（8） 1点だけ確認させてください。長期の財政計画ですけれども、以前、

一般質問させていただいたときには、総合計画の基本計画、これに合わせて見直すということをおっしゃっていたんですけれども、今回、こう見直してこられたということは、何か運用を変えられるということですか。

答（財務） 今回、運用を変えるということでは、全くございません。交付税が不交付になったということが、市税との関係で不交付になったということですので、通常の年でいきますと決算額や予算額の置き換えだけで、今回は、大きくこういうふうには交付税がなくなるということが前提でございますので、その原因を探っていったときに、市税が大きくこの1、2年、伸びているということがございましたので、それはやはり減らすだけ減らして、伸ばすほうは伸ばさないということでは変だろうということで、交付税の算定に係るものは市税と交付税と臨時財政対策債という中で、その中だけを改訂させていただいたという御理解をいただきたい。

答（総務部） 資料の3-2の1ページをごらんいただきたいと思いますが、長期財政計画は、総合計画の見直しに合わせて、大きな見直しを行います。ただ、毎年の予算編成前にはざっとでいいので、長期的な見通しを示してほしいという議会からの御要望もございましたので、グループリーダーが御説明しましたように、当初予算あるいは決算額の状況を反映できるものは一部反映させていただいたということで、御理解いただきたいと思います。

委員長 ほかに。

問（8） 来年度以降もそういう形で、見直していただけるという理解でいいんですよね。例えば歳出で、今回のところは扶助費だとか、いろいろ傾向が出ると思うんですけれども、国の政策によって扶助費の負担割合がふえるのか、例えば介護保険の関係で制度の変更があって市の財政負担がふえるだとか、そういう制度の変更があったときには、ここに都度、変更されて出てくるというふうに考えてよろしいですね。

答（財務） それが軽微なものであれば、その都度ということではございませんが、やはり大きな金額の変更があった場合につきましては、それを反映して載せていくという考え方でございます。

委員長 ほかに。



## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、公共施設総合管理計画及び長期財政計画について、質疑を終了します。

### (3) 高取認定こども園化について

委員長 当局より、説明をお願いいたします。

説(こども未来部) 資料4をごらんいただきたいと思います。本実施方針は、平成27年3月に策定いたしました、高浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、民営化による更新を前提に、昭和48年建築の高浜市立高取幼稚園と、昭和53年建築の高取保育園の認定こども園化を進めるために定めるもので、平成31年度を目標年度とするものでございます。

移管事業者の選定につきましては、保育ニーズに対応し、保護者が安心して利用できるよう、募集に当たりましては、市内で3年以上継続して認可保育所または認定こども園を適切に運営している社会福祉法人を公募により選定いたします。

移管事業者の選定方法につきましては、学識経験者、副市長、教育長、市職員を構成員とする選定委員会を設置いたしまして、選定委員会での選定結果を踏まえ、市長が決定するものとします。

移管事業の形態は、民設民営方式を採用することから、土地につきましては無償貸与とし、建物につきましては、移管事業者が新設、もしくは選択肢として既存施設の無償貸与または無償譲渡を受けた建物を増改築する等により活用するものとし、市からの建設費補助は、国・県補助金の基準内で補助するものとしております。なお、設置場所でございますが、既存の高取保育園敷地、園舎が建っている所でございますが、それとその下の現在、駐車場として使用しております敷地といたしまして、造成、測量、既存園舎等の解体が必要な場合につきましては、市が負担するというふうにしております。

運営の条件につきましては、認定こども園に関する愛知県の条例、規則を遵

守し、開園時間は、午前7時30分から午後7時まで以上とすること。定員は、市と協議して決定すること。受入年齢は、6カ月児から5歳児までを受け入れることなどを市の条件として付しております。

そのほか、必要に応じ市職員の派遣や合同保育を実施すること。保護者に対する説明会を実施することのほか、市職員の処遇、移管後の市の関与、地域との連携について記載をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(12) 認定こども園というだけではないんですが、新しい子ども支援法が通りましてから、まだ各園ともその新しい子ども支援法に慣れてないっていうか、いろんな問題があると思うんですが、そういう点では、どういうふうにやっていかれる予定なんでしょう。

答(こども未来部) 平成27年4月から新制度に移っておるんですけども、現場のことに関しましては、ほとんど影響はございませんので、これまでどおりやっていくということでございます。

委員長 ほかに。先ほどの、内藤委員いいですか、質問。

意(12) はい。

委員長 それでは質疑もないようですので、高取認定こども園化について、質疑を終了します。

意(12) 3つの問題で報告があったんですが、きょうのこのことについて、もし、質問が出たときは聞けるというか、文書で聞けるようなことはあるんでしょうか。

委員長 内容について再度というか、細かいこととか。

意(12) はい、気がついたことがあったら、過去にもやっていますよね。

委員長 今、事務局長のほうから、今回で質疑漏れがありましたら、書面をもって出していただいて回答するということよろしいでしょうか。

意(12) はい。

## 2 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

### 3 審査事項

委員長 本日、審査事項はありません。

### 4 その他

委員長 初めに、当局より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

説（こども未来部） それでは、1点お願いします。1月の臨時会で御議決をいただきました中央公民館の解体工事、これに関しまして、地域住民の方に対し安全対策だとか周辺環境対策についての工事説明会を2月19日、日曜日、午前10時から。2月20日、月曜日、こちらのほうは午後7時から、ともに女性文化センターで行う予定をしております。なお、現在お手紙等をもって訪問等を行っているところでございますので、御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

委員長 ただいまの報告に対する、質疑にはいります。

問（5） 質問と言うか、聞き忘れてしまったですけれども、高浜小学校の整備事業の仮契約をする日付け、わかれば教えてもらいたいですが。

答（総務部） まだ、具体的な日付は確定をしておりませんが、近日中には仮契約を締結する予定でございます。

問（5） では、仮契約後に先ほどの金額が入ってなかったところとか、事業費の内訳とかを、速やかにすぐ議員に知らせてくれるということよろしいでしょうか。

答（総務部） これまでの議会の御答弁では、本来であれば契約締結後になるわけですけれども、議会における審議につきましては、議員の皆様には、契約締結前でもお示しをする必要があるということで、考えているところでございます。従いまして、議会の審議を行っていくための必要性がございますので、議会の審議前には、議員に限りまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

次に私から、次回の公共施設あり方検討特別委員会ですが、既に3月定例会の日程で決定されているとおり、3月17日、木曜日、午前10時より開催しますので、御予定をお願いいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあれば、お願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ。

市長挨拶

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前11時19分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長